

関西防災・減災プラン 変更案の概要

平成 24 年に策定した関西防災・減災プラン（総則及び地震・津波災害対策編）（以下「プラン」という。）について、以下の「見直しの視点」を踏まえ、変更を行う。

I 見直しの視点

1 法律改正等を踏まえた修正

（1）災害対策基本法改正

- ・国等のプッシュ型支援
- ・物資供給事業者等との協力・連携
- ・他の市町村及び都道府県等への「災害応急対策」へ業務拡大
- ・広域一時滞在 等

（2）大規模災害からの復興に関する法律創設

大規模災害からの復興の枠組の新設

（3）国発表の南海トラフ巨大地震にかかる被害想定

（4）「避難所運営ガイドライン」（H28.4 内閣府公表）との整合

（5）南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方（報告）との整合

2 熊本地震・鳥取県中部地震の課題を踏まえた修正

（1）「地方公共団体の災害時受援体制ガイドライン」（H29.3 内閣府公表）との整合

（2）「平成 28 年熊本地震 関西広域連合支援活動の記録」での課題等を踏まえた修正

- ・災害対策支援調整会議の設置
- ・広域防災局事務局所管府県が甚大な被害を受けた場合の広域防災局事務局の代行
- ・支援チーム派遣
- ・情報共有の徹底
- ・避難所の民間委託又は自主運営（防災士等との連携協力）
- ・避難所運営での女性、子供のいる家族及びペット同行避難者への配慮
- ・全国ボランティア組織との連携 等

（3）災害情報の取扱方針の明確化

（4）救援物資の扱い

- ・市町村の物資拠点被災による都道府県の機能代替 等

（5）自助・共助の取組の強調

- ・家庭、地域コミュニティ、事業所での減災の取組の普及啓発

3 計画の効果や実効性を確保する枠組み

（1）訓練検証結果のプランへの反映など定期的な点検により計画の効果や実効性を確保

（2）プランと府県地域防災計画との整合性及び府県と市町村との関係整理

4 これまでの広域連合の取組の反映等

- ・緊急物資円滑供給システム
- ・南海トラフ応急対応マニュアル 等

5 対象とする災害の再整理・明確化

（1）航空機事故等大規模事故災害、大規模テロ等危機管理事案など広域的な対応が必要とする災害への対応の明記

（2）複合災害への対応方針

II 変更案の概要

総則編

※ 下線付きは、主な改正点、< >は、1Pの「I 見直しの視点」の区分を示す。

I プランの趣旨

1 策定の目的

大規模広域災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定める。
本プランと府県地域防災計画との整合性に十分留意し、構成府県は、管内市町村に対して、本プランに基づき応援・受援体制が整備されるよう働きかけ
< 3 - (2) 府県地域防災計画との整合性 >

2 策定にあたっての考え方

広域連合と府県や市町村その他の防災・減災に関わる主体との関係を明らかにするため、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

3 策定方針

- ① 阪神・淡路大震災や東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン
- ② 府県民に分かりやすいプラン
- ③ 充実・発展型のプラン

4 計画の見直し

本プランは、概ね3年に1度見直しを実施
ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等必要があれば、適宜プランの見直しを行う。
プランの見直しにあたっては、定期的な点検を進め、計画の効果や実効性の確保を図る。
< 3 - (1) 効果・実効性確保 >

II 対象とする災害

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。
航空機事故等大規模事故災害、大規模テロ等危機管理事案など広域的な対応が必要な災害及び複合災害への対応について明記
< 5 対象とする災害の再整理・明確化 >

III 広域連合の役割

- ・ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
- ・ 応援・受援の調整
- ・ 災害情報の積極的な活用 < 2 - (3) 災害情報の取扱方針 >
- ・ 災害に備えるための事業の企画・実施
- ・ 自助・共助の取組の促進 < 2 - (5) 自助・共助の取組 >

地震・津波災害対策編

※ 下線付きは、主な改正点、< >は、1Pの「I 見直しの視点」の区分を示す。

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震に対し、構成府県で行った被害想定に基づき、防災・減災対策を体系的に講じる。

南海トラフ巨大地震の被害想定を各府県独自に実施した想定に置換え

< 1 - (3) 南海トラフ被害想定 >

II 災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

構成府県、他の広域ブロック、国、専門家・防災研究機関、企業・ボランティア 等

2 防災・減災事業の展開

(1) 災害対応体制の整備

- ・ 救援物資の備蓄、集積・配送体制（プッシュ型支援 < 1 - (1) 災対法改正 >、緊急物資円滑供給システム推進 < 4 広域連合の取組反映 >）

(2) 訓練・研修の実施

(3) 地域防災力の向上

- ・ 家庭、地域コミュニティ、事業者での備蓄や防災訓練など減災の取組の普及啓発

< 2 - (5) 自助・共助の取組 >

(4) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

- ・ 石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等）の強化の促進

< 5 - (1) 大規模広域複合災害への対応 >

等

III 災害への対応

1 初動シナリオ

情報収集すべき事象をあらかじめ定め、職員を緊急派遣して支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

(1) 情報収集体制の確立

- ・ 対策準備室を設置 < 4 広域連合の取組反映 >

- ・ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

< 1 - (5) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災のあり方（報告） >

(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

(3) 応援・受援体制の確立

① 広域連合等の応援体制

- ・ 広域防災局事務局所管府県が甚大な被害を受けた場合の広域防災局事務局の代行 < 2 - (2) 熊本地震課題等 >

- ・ 災害対策（支援）調整会議 < 2 - (2) 熊本地震課題等 >

- ・ 複合災害発生時の体制 < 5 - (1) 大規模広域複合災害への対応 >

- ・ カウンターパート方式による応援

等

② 被災自治体の受援体制

- ・ 被災府県、市町村の受援業務

（巡回健康相談支援の受入調整、避難所運営支援の受入調整

< 1 - (1) 災対法改正 > 等）

- ・ 被災自治体内の受援体制を例示

（応援・受援本部又は受援班等の設置 < 2 - (1) 受援体制ガイドライン >）

2 応援・受援シナリオ

広域連合は、被災地の被害状況に応じ、原則として、現地支援本部・現地連絡所を発災後概ね3日以内に設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う。 <3-(1)効果・実効性の確保>

広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

- ・被災者台帳の早期整備
 - ・被災者のワンストップ窓口の設置
 - ・避難所の民間委託又は自主運営（防災士、ボランティア等との連携協力）
 - ・避難所での情報の取得・管理・共有
 - ・避難所運営でのペット同行避難者及び子供のいる家族への配慮
 - ・授乳スペースの確保、女性特有の物資（生理用品）の確保
 - ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 等
- <1-(4)避難所運営ガイドライン、2-(2)熊本地震課題 等>

- (1) 現地支援本部・現地連絡所の設置
 - ・関係者ミーティングの実施 <2-(2)熊本地震課題等>
 - ・チーム派遣による被災地支援等 <2-(2)熊本地震課題等>
- (2) 情報の収集・提供
- (3) 救援物資の需給調整
 - ・物資供給システム運用 <4広域連合の取組反映>
 - ・府県の二次物資拠点機能代替 <2-(4)救援物資の扱い>
 - ・応援品目の事前絞込み <2-(4)救援物資の扱い> 等
- (4) 応援要員の派遣・受入調整
- (5) 広域避難の受入調整 <1-(1)災対法改正>
- (6) ボランティアの活動促進
 - ・ボランティアの安全管理の徹底
 - ・専門的ボランティアの募集・派遣
 - ・全国ボランティア組織との連携 <2-(5)自助・共助の取組>
- (7) 帰宅困難者への支援
- (8) 広域的な災害廃棄物処理の調整

3 復旧・復興シナリオ

広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、国の定める復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。 <1-(2)復興基本法創設>

- (1) 復興戦略の策定
- (2) 被災自治体の復興業務への支援

※ 応援・受援に関する災害対応のオペレーションについて、対応すべき事項ごとに順位づけし、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージごとに「オペレーションマップ」として明示

Ⅲ プラン変更案にかかる意見聴取の実施状況

時期	実施内容
6月20日(火)	第1回関西広域防災計画策定委員会(中間案の協議)
8月3日(木)	広域連合委員会(変更方針等の報告)
8月10日(木)	広域連合議会全員協議会(変更方針等の報告)
9月1日(金)～19日(火)	中間案パブリックコメントの実施
9月9日(土)	広域連合議会防災医療常任委員会(中間案の報告等)
10月6日(金)	第2回関西広域防災計画策定委員会(変更案の協議)

Ⅳ 今後のスケジュール

時期	実施内容
10月26日(木)	広域連合委員会(変更案の協議)
11月4日(土)	広域連合議会全員協議会(変更案の報告)
11月16日(木)	広域連合議会(変更議案の上程、議決)

【参考】関西広域防災計画策定委員会における検討状況

○ 第1回

- 1 開催日 平成29年6月20日
- 2 場所 ひょうご女性交流館 501号室
- 3 協議事項
関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)の中間案の検討

○ 第2回

- 1 開催日 平成29年10月6日
- 2 場所 兵庫県民会館 「福」の間
- 3 協議事項
関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)変更案の検討

【委員名簿】

氏名	所属・職
太田 直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会理事
岸谷 義雄	公益財団法人兵庫県消防協会長
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部准教授
近藤 民代	神戸大学大学院工学研究科准教授
中井 康雄	亀岡市篠町自主防災会長
中野 晋	徳島大学教授・環境防災研究センター長
野田 隆	奈良女子大学大学院生活環境科学系教授
平田 隆行	和歌山大学システム工学部准教授
室崎 益輝	兵庫県立大学減災復興政策研究科長
山下 淳	関西学院大学法学部教授

※ オブザーバー参加：陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、大阪府下消防長会、連携県(福井県、三重県、鳥取県)

【参考】石油コンビナート等特別防災区域内 屋外貯蔵タンクの耐震安全性について

現在、関西広域連合管内には13の石油コンビナート等特別防災区域があり、区域内に2,600基を超える屋外貯蔵タンクが設置されており、その耐震化の状況、対応等については次の通りである。

1. 耐震化等の状況

(1) 本年3月末を期限に消防法令等で耐震化が求められたタンクの内、使用中のものに関しては、下記の要件を満たしており安全な状態にある。

- ① 揺れや液状化現象に対する本体、基礎及び地盤の強化
- ② 浮き屋根式タンクの長周期地震動に対する耐震機能確保

〔平成29年6月消防庁の検討会報告においても、南海トラフ地震の想定地震動に対しても、現行基準によるタンクは、大きな被害が生じる蓋然性は低いと評価されている。〕

(2) 留意事項

- ① 旧基準（H23以前）により設置された20,000k1以上等の浮き蓋式タンクについては、消防法令等の適合期限（H36.3）を迎えていないため、耐震化等できていない浮き蓋も存する。
- ② 特に堺泉北臨海地域の石油貯蔵取扱量が多い。

(付表)屋外貯蔵タンクの耐震化等状況(H29.3、H36.3基準適合期限のもの) (H29.8~10各府県に聴取)

府県名	総数 (単位:基)	準特定タンク ※適合期限H29.3			浮き屋根式タンク ※適合期限H29.3			浮き蓋式タンク ※適合期限H36.3		
		対象	対策済 (適合)	未適合	対象	対策済 (適合)	未適合	対象	対策済 (適合)	未適合
大阪府	1,083	140	140	0	114	101	13	16	3	13
兵庫県	716	113	110	3	7	7	0	18	14	4
和歌山県	861	96	82	14	43	24	19	10	10	0
徳島県	22	4	4	0	9	9	0	0	0	0
計	2,682	353	336	17	173	141	32	44	27	17

いずれも使用停止中（耐震化中含む）

適合期限前（対策予定含む）

2. 関西広域連合の対応

「関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)」に石油コンビナートの防災・保安対策の強化について改めて追記し、構成団体等と連携のうえ、適合期限（H36.3）を迎えていないタンクの耐震化対策等の早期達成を促進していく。

「関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)」の追記部分

地震・津波災害対策編 II-2-(7)

② 事業者等への対策促進

広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行なう高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期地震動対策及び津波浸水対策等）の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。

【付記】

1 消防法令等で定める屋外貯蔵タンクの耐震化基準

(1) 特定及び準特定屋外貯蔵タンクの耐震化 ～耐震化・液状化対策～

昭和 49 年の水島コンビナートの漏洩事故を契機として、昭和 52 年に消防法令で定める技術基準が大幅に改正され、タンク本体、基礎及び地盤が強化整備された。

また、旧基準により設置されたタンクは、適合期限を定め、耐震化を推進してきた。

【改正後基準】

(適用タンク) ○特定屋外貯蔵タンク (貯蔵量 1,000k1 以上)

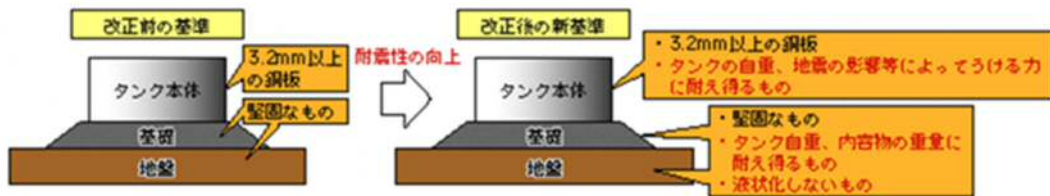
○準特定屋外貯蔵タンク (貯蔵量 500k1 以上 1,000k1 未満) ※平成 11 年追加

(内 容) ○タンク本体の鋼板は自重、地震の影響に耐えうる構造

○タンク基礎は自重、内容物の重量に耐えうる構造

○地盤が液状化しないように整備

(タンク図)



(2) 浮き屋根及び浮き蓋式屋外貯蔵タンクの耐震化 ～スロッシング対策～

平成 15 年に発生した十勝沖地震におけるタンクの浮き屋根沈没、全面火災、平成 23 年の東日本大震災での被害を受けて、一定の浮き屋根式及び浮き蓋式タンクについても、長周期地震動に対する耐震機能確保に係る技術基準が設けられた。

いずれも、旧基準により設置されたタンクには適合期限を定めて、耐震機能確保を推進している。

【改正後基準】

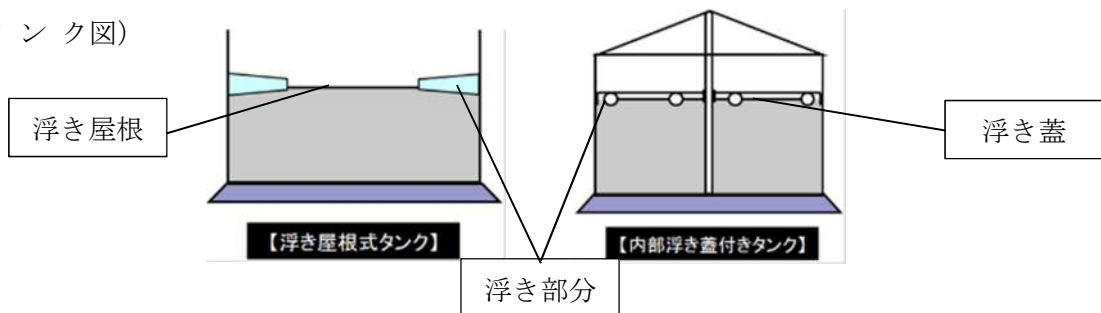
(適用タンク) ○浮き屋根・蓋を有する特定タンク

(浮き屋根：貯蔵量 20,000k1 以上等、浮き蓋：20,000k1 以上等)

(内 容) ○やや長周期時振動 (周期が数秒から 20 秒程度のゆっくりとした地面の揺れ) により浮き屋根・蓋に作用する加重に耐えうる構造

○浮き屋根・蓋の浮き部分等の溶接が、一定程度以上の強度を有する溶接方法

(タンク図)



2. 耐震等新基準の有無・旧基準タンクの適合期限

貯蔵量による区分		耐震化・ 液状化対策 基準 (適合期限)	スロッシング対策基準		
			浮き屋根式 (適合期限)	浮き蓋式 (適合期限)	
				1枚蓋	1枚蓋 以外
特 定 タンク	(20,000 k1 以上)	○ (H21.12)	○ (H29.3)	○ (H29.3)	○ (H36.3)
	(10,000 k1 以上)		△ (H29.3)	△ (H29.3)	
	1,000 k1 以上	○ (H25.12)	注：Hc（即板最上端まで の高さ）が2m以上	注：Hcが 2m以上	
準特定 タンク	1,000 k1 未満 500k1 以上	○ (H29.3)	—		

3 石油コンビナート等特別防災区域数（平成28年度）

府県名	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	計
区域数	4	4	4	1	13